

平成 29 年度 第 8 回 千葉県個人情報保護審議会 第 1 部会

1 会議の日時：平成 29 年 12 月 21 日（木）午前 10 時から午前 10 時 30 分

2 場 所：千葉県庁中庁舎 1 階 審査情報課委員会室

3 出席者

(1) 委員：土屋 俊（部会長）、海野 朋子、川瀬 貴之、永嶋 久美子

(2) 事務局：総務部市町村課 高梨 みちえ 課長、林 直人 行政班長、
川原 崇 副主査、渡邊 敬文 主事

4 調査審議手続き：公開（傍聴者 1 名）

5 議 題

(1) 議題

本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について

（特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務）

(2) 報告

①本人確認情報の利用事務の名称変更に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について

（農業次世代人材投資事業に関する事務）

②本人確認情報の利用事務の名称変更に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（8 事務削除）

③住基ネットによる本人確認情報の利用及び提供の状況について

6 議事の概要

土屋部会長：会議録署名人を川瀬委員にお願いする。

また、審議については、公開で行う。

本日の会議では、本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正についての審議と、本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の軽微な改正に関する報告、本人確認情報の利用及び提供の状況についての報告を受ける。

最初に、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正（特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務）について、事務局から説明をお願いする。

事務局：（資料 「議題 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正に

ついて（特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する事務）」を説明)

土屋部会長：議題の説明のうち、大事な部分はどこか。

事務局：個人番号の利用にあたっては、法律で利用できる事務が制限されているが、自治体が条例で規定した事務については、条例を根拠に個人番号を利用することができる。今般、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」（以下「番号条例」という。）に個人番号の利用を認める事務が追加されることに伴って、住基ネットを利用する事務が生じた初めての案件であることがあげられる。

土屋部会長：番号条例で事務が追加されることに伴って住基ネットを使う事務が追加される初めての案件であるということ、年間 25,000 件という大量の利用が見込まれることから、慎重に審議する必要がある。

永嶋委員：住基ネット利用者の増加はあるか。

事務局：1名ないし2名程度の増加を見込んでいる。

土屋部会長：住基ネット利用者が増加する分だけセキュリティは緩くなるが、利用者数はあまり増えない予定であるとすれば、今までの住基ネット運用状況と大きく変わるものではない。したがって、本件事務を追加することに伴ってセキュリティが低下することはほとんどないことが確認できる。

川瀬委員：資料の「事務フロー」に「地方税情報」、「住民票関係情報」との記載があるが、何を調べるのか。

事務局：「地方税情報」は課税状況、「住民票関係情報」は続柄をさしている。

永嶋委員：一括提供での検索とは具体的にどのようなものか。

事務局：通常の実査は、端末機で1件毎に検索を行うものだが、一括提供での検索では、事務の担当部署が作成した CSV ファイルを、住基ネットに読み込ませることで、住基ネットから検索結果をまとめてえるものである。

永嶋委員：端末機の追加設置はないけれども、USB で情報を持ち出して利用するということか。

事務局：そのとおりである。件数が多いものについては、1件毎に検索を行うのではなく、一括提供での検索を行うことが通常である。

土屋部会長：USB に対してデータの複製を行うので、リスク増大の要因ではあるが、USB は個人情報流出の最大の原因だから注意はするということ、住基ネットの一括提供での検索における個人情報の流出はなかった

ということを踏まえると、本件事務の追加に関して、問題はないものとして答申をまとめてもよろしいか。

(各委員から異議なし)

土屋部会長：答申を検討する。「適当なものと認める」という記載のみでの答申とするか、それとも「適当なものと認める」という記載に但し書きで配慮すべき事項についての指摘を加えるかだがどう答申するか。

海野委員：但し書きを加えるのが適当である。

土屋部会長：但し書きの内容としては「操作者に対する研修その他の保護措置を十分に行い、今後とも本人確認情報の保護に万全を期すこと」という文言でよいか。

(各委員から異議なし)

土屋部会長：答申の最終的な字句に関しては部会長一任とさせていただく。

続いて、本人確認情報の利用事務の名称変更に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正（農業次世代人材投資事業に関する事務）について報告をお願いする。

事務局：(資料「報告1 本人確認情報の利用事務の名称変更に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（農業次世代人材投資事業に関する事務）」を説明)

土屋部会長：本件事務について利用実績はあるか。

事務局：利用実績はない。

土屋部会長：報告1について意見はあるか。

(各委員から意見なし)

土屋部会長：意見がないので、次に本人確認情報の利用事務の削除に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正（8事務削除）について報告をお願いする。

事務局：(資料「報告2 本人確認情報の利用事務の削除に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（8事務削除）」を説明)

土屋部会長：実績がなく、操作者が減ることでリスクの低減に役立つということであるから、各委員から意見がなければ承ったということにする。

(各委員から意見なし)

土屋部会長：続いて住基ネットによる本人確認情報の利用及び提供の状況について報告をお願いする。

事務局：(資料「報告3 住基ネットによる本人確認情報の利用及び提供の状況について」を説明)

土屋部会長：個人番号の確認に伴う住基ネットの利用は、今年に限って多いのか。

事務局：個人番号の制度趣旨を踏まえると、今後、減少することは想定しがたい。

土屋部会長：報告3について意見はあるか。

(各委員から意見なし)

土屋部会長：他に何か事務局からあるか。

事務局：今回の追加事務が、番号条例改正に伴う最初の追加事務であるという説明をしたが、今後も番号条例改正に伴って追加される予定の事務がある。住基ネットだけを利用するための条例改正ではなく、番号条例で事務が追加されたがために、住基条例で事務の追加を行う事務に関して、審議会に審議いただく方法やタイミングについて、事務局で案を作成して、協議させていただきたい。

土屋部会長：頻繁に審議を行う話でもないと思う。また、ルール化できるのであれば、事務局で処理できる形にできれば一番いいと思うが、内容しだいである。事務局からの原案を受けて検討することとしたい。
以上で平成29年度第8回千葉県個人情報保護審議会第1部会を終了する。

会議録署名人

土屋 俊

会議録署名人

川瀬 貴之